

ご自身で抗原検査をされる方・された方へ

抗原定性検査キットについて

「研究用」として市販されている抗原定性検査キットは新型コロナウイルス感染の有無を調べることを目的としているものではありません。

ご自身で検査する際には、国が承認した「**体外診断用医薬品**」かどうかを確認の上で使用ください。

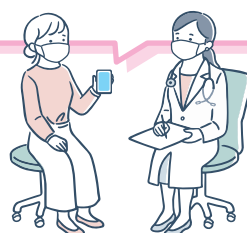
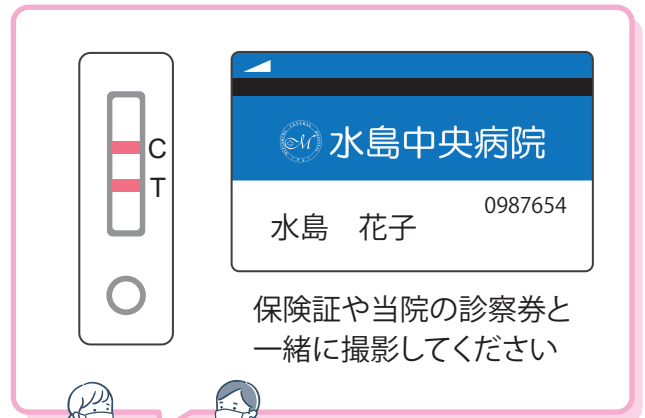
発熱外来受診時にご自身で行った検査結果を持参される場合

発熱外来受診時にご自身で行った検査結果を持参される場合には、検査キットをよく密封した上で外装も一緒にご持参いただくか、本人確認ができる身分証と検査キットの結果が分かるように写真撮影して、医師もしくは看護師へ提示してください。

● 検査キット持参の場合



● 結果を写真で記録した場合



*写真の場合は外装も撮影してください

検査キットについてはこちら *二次元コード読み取りで該当ページが開きます



○ 消費者庁

「新型コロナウイルスの抗原定性検査キットは「体外診断用医薬品」を選んでください！」



○ 厚生労働省

「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報」